（地方独立行政法人）大阪府立産業技術総合研究所　第２期 中期目標（案）・中期計画（案）

**資料４**

| 中期目標（案） | 中期計画（案） |
| --- | --- |
| （前文）  地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「産技研」という。）は、産業技術に関する試験、研究、普及、相談その他支援を行うことにより中小企業の振興等を図り、もって大阪府内の経済の発展及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。  平成24年4月の地方独立行政法人化により、機動性や自律的運営等のメリットを活かし、企業ニーズに柔軟に対応したオーダーメイド型の技術支援や、企業と共同で研究開発する公募型共同開発事業などの新たな取組を積極的に展開し、中小企業のニーズに応えてきた。  　大阪の中小製造業は、全国一の事業数を誇り、輸移出に伴う経済・雇用への波及効果も高く、大阪の経済成長を支える中核となっているが、円安等による原材料費の高騰や経済のグローバル化、生産拠点の海外展開、慢性的な人材不足の中で技術人材の育成が進まないなど、ものづくり中小企業を取り巻く環境は厳しさを増している。  このような状況を打開し、大阪のものづくり中小企業が市場競争力を確保し、持続的に発展することができるよう、高度化する技術課題の解決に取り組む中小企業に対し、きめ細かな支援を行うことが求められる。  また、「大阪の成長戦略」（2015年2月版）では、大阪の成長を実現するため、医療・健康関連分野や新エネルギー分野などのイノベーションを生み出す成長分野を創出することや、グローバル市場で果敢にチャレンジする中小企業を支援することを掲げており、産技研は、研究開発支援を通じ、こうした要請に応えることが求められる。  第2期において、産技研はこれらの役割を踏まえ、下記の「業務運営の基本方針」に基づき、第1から第4に掲げる各種取組を行うこととする。  【業務運営の基本方針】  ①「出かける活動」を推進し企業ニーズを的確に把握し、量はもとより質を重視した「提案型の支援」を行うことなどにより、「顧客満足度」の一層の向上を図る。  ②産学公連携を推進し、成長分野を中心とした研究開発により、事業化への「橋渡し」機能を果たすとともに、「売れる製品づくり」のため、様々な支援機関と連携した「伴走型支援」を実施する。  ③「ＰＤＣＡサイクル」による自律的な組織マネジメントを実践し、顧客満足度の向上を事業収入の増加につなげ支援機能へ投資する「支援の好循環」を生み出す。  【中期目標の期間】  　平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。  第１　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  １　中小企業の成長を支える多様な技術支援  大阪のものづくり中小企業が市場競争力を確保できるよう、個々の企業の状況に応じた多様できめ細かな技術支援を行うとともに、支援サービスの質の検証・改善を不断に行い、顧客の満足度の向上を図る。  (1)　多様な技術相談とフォローアップの強化  全てのサービスの入口となる技術相談については、公設試験研究機関の根幹の業務であるとの認識の下、引き続き、企業へ「出かける活動」を推進し、企業ニーズを的確に把握するとともに、相談内容に応じ提案型のサービスにつなげ課題解決に導くなど、フォローアップの強化を図る。  また、多様な企業ニーズに対応するため、顧客の満足度を把握・検証し、技術相談業務にフィードバックするなど、課題解決力の更なる向上のための取組を行う。  (2)　高度な依頼試験や設備開放等の技術支援の提供  製品の品質・性能証明や事故原因究明などの技術的課題の解決、高品質・高性能・高い安全性など付加価値の高いものづくりを支援するため、企業ニーズの高い設備機器や中小企業では導入が困難な設備機器の充実に努めるとともに、精度の高い試験結果を提供する。  また、試験を担当する研究員の豊富な知識やノウハウを活かした技術的アドバイスを効果的に行い、利用企業にとって付加価値の高いサービスを提供する。  　(3)　中小企業の海外展開を支える電磁波関連試験（ＥＭＣ）事業の拡充  ※調整中  海外取引の拡大や高度化する製品開発に伴って必要となる品質証明に関するニーズに対応するため、国際規格に対応する新たな電波暗室の整備を進める。  併せて、支援機関や認証機関等と連携し、海外展開を視野に入れた支援を行う。  (4)　最適な知財戦略による企業支援の実施  中小企業の競争力を強化し、付加価値の高いものづくりを行うため、企業における実用化・製品化に向けた技術移転を見通し、知的財産権の取得を推進する。  また、関係機関と連携し、ものづくり中小企業にとって最適な知財戦略を見極めるとともに、権利化と標準化・秘匿化を組み合わせるなど、市場の獲得を見据えた知的財産の活用により、企業支援を行う。  (5)　開放研究室を活用した起業・第二創業の支援  産技研のノウハウや施設設備等の経営資源を最大限に利用できるインキュベーション施設を活用し、成長指向型の創業・ベンチャー企業や第二創業を目指す企業等に対する技術の実用化・事業化を支援する。  また、施設入居者と積極的に交流を図り、製品化や起業にあたり解決すべき課題を総合的に把握し、適切な助言を行う。  (6)　積極的な広報の実施  産技研のパートナーとなる企業・産業界に対し、活動内容や研究成果の見える化を推進する。これまで産技研を利用したことのない企業や、以前は利用していたが現在利用のない企業を考慮し、産技研の有効な利用方法等について丁寧な広報活動を行う。  また、研究開発の成果や保有する技術情報が中小企業の製品開発や課題解決に活かされるよう、インターネットや刊行物など様々な広報媒体を活用して適時、迅速な情報提供を行うなど、広報機能の充実を図る。  さらに、産技研の知名度を高めるため、府民を含めた積極的な広報活動を行う。  ２　大阪産業の発展を推進するための研究開発  大阪産業の持続的な発展を技術面で支援するため、将来の中小企業への成果普及を見据え、基礎研究段階の技術シーズを事業化が可能な段階まで発展させる「橋渡し」機能※を果たす。  とりわけ、「大阪の成長戦略」（2015年2月版）に掲げる「ハイエンドなものづくりの推進」や「成長分野に挑戦する企業への支援」、「生活支援型サービス産業の強化」のため、新たなプロジェクトや新産業の創出を目的とする異業種・異技術を融合した研究開発を推進する。  ※「橋渡し」機能  革新的な技術シーズが生み出されても、それを革新的な製品に結びつけていくことができなければイノベーションは実現できないことから、革新的な技術シーズを事業化に向けて磨き上げていくことが重要であり、この機能を「橋渡し」機能という。  経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・評価小委員会の中間取りまとめ（平成26年6月）において用いられた用語であり、「橋渡し」研究は、大学等が担う基礎研究や企業が担う実用化開発とも異なる性格を有するものであることを踏まえ、我が国における「橋渡し」機能の抜本強化が極めて重要とされた。  平成27年6月に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2015」において、公設試験研究機関等における「橋渡し」機能の強化が重点的取組の一つに挙げられた。  (1)　多様なニーズに応える「企業支援研究」の推進  企業の多様な技術課題の解決のため、これまで蓄積してきた知識や技術を生かし、受託研究や共同研究の更なる充実を図るとともに、産技研が有する研究シーズや外部の技術シーズを民間企業による事業化・製品化が可能な段階まで発展させるため、引き続き公募型共同開発事業を実施する。  また、受託研究や共同研究の利用促進につながる仕組みを導入する。  (2)　産業技術を支える基盤研究の推進  企業の多様な技術ニーズを踏まえ、技術的課題の解決に必要なシーズを蓄積し、発展が予想される技術分野の支援力の強化に資する基盤研究を推進する。  基礎研究テーマの選定にあたっては、客観性、透明性の確保に努め、相談等で把握した企業ニーズや将来の産業ニーズ、内外の研究動向を的確に捉えているか十分精査する。  また、基盤研究等によって蓄積した技術シーズを積極的に発信するなど普及に努め、企業への技術移転を促進する。  (3)　産業拠点の形成につながる発展研究・プロジェクト研究の推進  基盤研究で得られた成果の企業への技術移転を加速させ、実用化・製品化に結び付けるため、発展研究を推進する。  また、「大阪の成長戦略」に定める環境、新エネルギー、ライフサイエンス（医療機器等）などの分野から戦略的に取組むべき研究テーマを客観性・透明性を確保しつつ選定し、産学公連携によるプロジェクト研究を推進する。  (4)　競争的外部資金を活用した研究開発の推進  産技研が保有する研究成果を活用し、中小企業への技術移転等を効果的に行うため、競争的研究開発資金等の外部資金を活用した研究開発を積極的に推進する。  ３　ものづくり企業を支える技術人材の育成  中小ものづくり企業にとって、技術人材の育成は、技術力の維持・向上や円滑な事業継承の観点からも重要である。  このため、産技研が有する知見やノウハウ、施設等を一体的に活用し、技術人材の育成を支援するとともに、関係機関と連携し次世代の技術人材の育成に取り組む。  (1)　企業が求める人材の育成  企業の技術力の維持・向上のため、産技研が持つ技術力や研究開発を通じて蓄積した知見・ノウハウ等を活用し、オーダーメイド型の研修を実施するなど、中小企業が求める技術人材の育成を支援する。  また、インキュベーション入居企業の人材育成の支援を充実させるとともに、試験や研究開発の実施に当たっては、企業への技術移転が促進されるよう、人材育成支援にも取り組む。  (2)　大学等との連携による次世代を支える人材の育成  多面的に企業の技術力の維持・向上を支援するため、府立高等職業技術専門校と連携した取組を行うとともに、大学や工業高等専門学校、関係団体等が実施する次世代の産業人材の育成に積極的に参画・協力する。  また、大学等からインターンシップの学生を受け入れるなど、大阪産業を支える人材の育成に貢献する。  ４　関係機関との連携による支援等  　　開発・製造に係る技術支援はもとより、市場情報の収集から、デザイン、販路開拓等の事業化支援に至る伴走型の支援を関係機関と連携し実施する。  (1)　技術支援の枠を超えた「伴走型支援」  産技研が有するネットワークを最大限活用し、企業、大学等とのオープンイノベーションにより、製品開発・事業化を支援するとともに、販路開拓や資金面、知的財産やデザイン面での支援など、「売れる製品づくり」のための経営支援に向けて、様々な支援機関との連携により、企業が直面するフェーズに応じた伴走型支援を行う。  (2)　幅広い機関とのネットワークの構築  大学や他の研究機関等の研究開発から生まれた技術シーズを汲み上げ、企業の技術開発・製品開発や新分野への進出につながる支援を行うため、産技研がリーダーシップを発揮し、大学、学会、研究機関、企業、業界団体等とのネットワークの構築を更に進める。  加えて、関西広域連合構成団体の公設試験研究機関との連携を密にし、それぞれの強みを活かした支援により、広域連合域内のものづくり中小企業の支援を効果的に行う。  また、技術面はもとより、販路開拓や経営面も含めた様々な課題に的確に対応した支援を行うため、企業との積極的な交流により課題や問題意識の把握に努めるとともに、行政機関、金融機関、商工会議所、研究機関等との多様で幅広い支援体制を構築し、それぞれの役割や特色を活かした支援により課題解決を図る。  さらに、産技研が有する機能を活かし、府民に対する科学技術に関する関心の醸成を図る。  　　　なお、主な連携機関は以下のとおりである。  モノづくりビジネスセンター大阪（ＭＯＢＩＯ）  公益財団法人大阪産業振興機構  大阪府産業デザインセンター（大阪府）  大阪産業経済リサーチセンター（大阪府）  大学  業界団体  商工会議所・商工会  金融機関  国立研究開発法人産業技術総合研究所  関西広域連合構成団体の公設試験研究機関  公益社団法人産業安全技術協会  大阪府立高等職業技術専門校  (3)　地方独立行政法人大阪市立工業研究所との取組の推進　※調整中  大阪府、大阪市、産技研、大阪市立工業研究所において、両研究所の強みと特徴を生かし、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」を目指し、「法人統合に関する計画（案）」を取りまとめた。  この方向性を受けて、経営戦略の一体化に向けて業務プロセスの共通化、研究開発、技術支援サービス及び情報発信等における連携事業等を推進する。  第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項  １　自主的・自律的な組織運営  企業メリットを最大化するため、機動的・自律的な組織運営を継続的に行う。    (1)　機動性の高い組織体制  地方独立行政法人の持つ機動性や柔軟性を十分に発揮し、社会経済情勢や中小企業のニーズの変化等に対して、迅速に対応できる組織体制を確保する。  (2)　ＰＤＣＡサイクルによる組織マネジメント  質の高いサービスを継続的に提供するため、ＰＤＣＡサイクルを実践し、業務の成果を検証し改善を行うなど、自律的な組織マネジメントを行う。  ２　業務運営の継続的向上のための取組  顧客満足度の検証を行い、サービスの不断の見直し・改善を行っていく。  (1)　企業ニーズの把握と支援サービスの検証  より良いサービスを継続的に提供するため、事業環境によって変化する企業ニーズや業界動向等の最新情報を入手するよう努めるとともに、支援サービスを不断に検証し、その改善を行う。  (2)　研究開発成果の評価と共有化  効率的・効果的な研究開発を行うため、研究開発成果の評価を行い、その後の研究を進める上での指針にフィードバックする。また、評価結果は技術支援業務にも活用するため、職員が共有する。  (3)　機器の効率的な整備  顧客データベースの情報やマーケティングリサーチ、国際基準対応等を勘案し、投資効果を精査した上で、設備機器を効率的に整備する。  (4)　業務の効率化  限られた経営資源を最大限に活かすため、業務内容や事務手続を見直すなど絶えず業務改善に取組み、効率的・効果的に業務を遂行する。  ３　優れた職員の確保と能力向上に向けた取組  産技研の最大のリソースは職員である。優れた職員を確保し、継続的にレベルアップできる環境を整備していく。  (1)　多様な人材・雇用形態を取り入れた人事戦略  企業への質の高い技術支援を継続していくため、中長期的な視点に立ち、優秀な職員の計画的な確保・育成を図る。また、技術支援と研究開発、その他の業務を考慮した複数のキャリアパスを職員に提示し、職員自らの能動的な意識改革が進むよう環境整備を行う。  多様な視点を取り入れた研究や支援業務を行なう上で、男女を問わず優秀な人材を積極的に活用することが不可欠であり、女性活躍推進法の趣旨を踏まえて、研究者・技術者が広く活躍できるよう環境整備を行なう。  また、研究プロジェクトの推進や政策的課題への対応に当たっては、外部人材の登用や支援機関への出向などを戦略的に行う。  さらに、高い技術力と中小企業支援に関する広い視野を持つ職員を育成するため、職員研修を計画的に実施するとともに、自己研さんの取組を促進する。  (2)　職員の意欲の喚起  職員の能力と勤務意欲を向上させ、組織を活性化させるため、適切な人事評価を行い、評価結果を昇任・給与へ反映させるなど、職員のモチベーションを向上させる取組を行う。  第３　財務内容の改善及び効率化に関する事項  １　事業収入の確保  顧客の拡大と満足度の向上により得た利益を、支援機能の強化に投資し、企業に還元するという好循環の運営を行い、事業収入の増加を図る。  利用料金については、企業ニーズ等を踏まえ、受益者負担を前提に設定しつつ、厳しい経営環境にある中小企業にも配慮した料金設定を行う。  ２　予算の効率的な執行等  絶えず業務改善に努め、効率的な予算執行により、健全な財務状況を維持する。  剰余金については、企業サービスの向上を第一に必要性を精査し、研究開発の推進、設備の充実、事業の拡大などに有効に活用する。  第４　その他業務運営に関する重要事項  １　施設の計画的な整備及び活用等  施設を良好かつ安全な状態に保持し、業務を円滑に進めるため、建物の改修計画を策定し、計画的に整備を進める。  また、財産を効率的・効果的に経営や業務に活かすため、土地・建物は適正に管理するとともに、有効活用を図る。  ２　安全衛生管理等の徹底  顧客へ良好かつ安全な利用環境を提供するとともに、職員が快適かつ安全な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故発生の防止に努める。  また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるよう、相談に応じる体制を確保する。  ３　危機管理対策の推進・ＢＣＰの策定  震災の発生や新興感染症の流行などに備え、対応策を検討しておくとともに、災害が発生した場合は、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。  ＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、迅速な情報伝達・意思決定などの適切な初動対応ができるよう、連絡体制や責任を明確化するとともに、万が一、事業活動が中断した場合でも、計画に基づき復旧に注力し、業務中断に伴うリスクを最小限とするよう努める。また、定期的に緊急事態対処訓練を行う。  ４　社会的責任の遂行  　　地方独立行政法人として、公正・適切な活動を通じ社会的責任を遂行する。  (1)　情報公開の徹底  事業内容や運営状況の一層の透明化を図るため、経営情報等の公開を徹底する。  (2)　個人情報の保護と情報セキュリティ  顧客の権利利益の保護を図るため、個人情報及び企業活動に関する情報を厳正に取り扱い、情報管理を徹底する。  (3)　コンプライアンスの徹底  法令順守はもちろんのこと、職務執行に対する中立性と公平性を確保し、高い倫理観を持って業務を執行する職場環境を整備する。  (4)　適切なリスク管理  　　　法人運営上のリスクを多面的に調査・検討し、適切にリスク管理を行う。  (5)　環境に配慮した業務運営  環境への負荷を低減するため、環境に配慮した業務運営に努める。 | 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条の規定に基づき、大阪府知事から指示を受けた平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間における地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「産技研」という）の中期目標を達成するため、以下のとおり計画（以下「中期計画」という）を定める。  第１　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  １　中小企業の成長を支える多様な技術支援  (1)　多様な技術相談とフォローアップの強化  来所相談、電話相談、インターネット相談、現地相談への対応など、顧客の利便性向上や提案型サービスに繋がる多様な相談機会を確保しつつ、一層企業の課題解決に結び付けられるよう努める。  このため、具体的な課題を抱えて自ら来所する企業の技術相談（来所相談）と現地相談について、顧客によるアンケート結果を基に技術相談満足度を把握し、サービスの質の向上に努める。  【技術相談内容の充実】  目標値：中期計画期間中の技術相談満足度　90％以上  ・「技術相談満足度」＝（「来所相談者のうち、内容に満足と回答した件数」＋「現地相談者のうち、内容に満足と回答した件数」）÷（「来所相談件数」＋「現地相談件数」）×100  　　　　注）来所相談件数、現地相談件数はいずれもアンケート回答数とする。  評価方法：産技研でのアンケート調査  対象者：技術相談（複数社同時来所の場合は各社毎、1社複数名の場合は代表者）  (2)　高度な依頼試験や設備開放等の技術支援の提供  依頼試験については、計画的な設備機器更新や保守・校正点検等により設備機器の性能を維持することで、客観的かつ信頼性の高い正確な試験結果を顧客に提供する。  設備開放については、高度な設備でも職員の支援のもと企業の研究者が利用できるようにすることで、付加価値の高いものづくりをめざす企業のニーズに対応する。  機器選定にあたっては、企業ニーズを十分に把握した上で、国等の補助事業や委託事業等も活用して、最新機器の導入に努める。また、活用を促進するため、機器利用技術講習会や分野ごとに関連する一連の機器・施設を紹介するラボツアー等を開催し、測定のノウハウや有効な活用方法を利用者に解説する。  新規の機器の導入により、依頼試験、設備開放という基本的なサービスの充実を図るとともに、より難度の高い課題への対応、より質の高いサービスの提供を重視し、１）規格外の試験、製品開発の過程における特殊性能評価や機能の検証に対応するオーダーメイド依頼試験と、２）課題解決につながる受託研究、簡易受託研究の利用拡大につなげる。  (3)　中小企業の海外展開を支える電磁波関連試験（ＥＭＣ）事業の拡充  ※調整中  電波暗室を利用したＥＭＣ事業については、平成８年、和泉市へ移転以降、産技研の強みとなっており、技術の進歩に応じた精度の高いサービスを提供すべく施設の充実を目指す。さらに、関西に集積するエレクトロニクスや医療機器等の高度なものづくり中小企業に対しては、海外展開を技術面から支援する体制を構築する※１。  このため、第二期中期計画期間中において、府と協議しながら、国際規格（ＶＬＡＣ認定）に対応する新たな電波暗室の整備を進める。これにより、製品化までの測定経費の削減及び開発ステップ削減による効率化を図るとともに、公設試にしかできない高度かつ密接なコンサルティング機能を活かして、国際展開を視野に入れたものづくり企業の製品開発支援の強化を図る。合わせて、他府県や関係機関と連携して企業の海外展開支援に向けた相談会やセミナーの開催を行う。  ※1 電磁波の規制が内外において強化されており、製品から出る電磁波の影響の評価試験（ＥＭＣ）がエレクトロニクス分野だけでなく、医療用機器、ハイブリッドカー、HEMS[Home Energy Management System(ﾎｰﾑ ｴﾈﾙｷﾞｰ ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ ｼｽﾃﾑ)]、生活支援ロボット、などの分野で求められている。そこでＥＭＣに関する試験環境の国際認定を取得し、信頼性の高い研究開発支援を行う。ＥＭＣは外部からの電磁波の影響を受けず、かつ外部に影響を与えないように電気的に隔離された電波暗室内で実施しなくてはならない。特に、最近、様々な機器のＩＴ化が進み、電子部品の搭載数が増加するとともに、動作周波数も高くなり、漏洩電磁波も増加しており、基準強化にあわせた測定のニーズが益々高まっている。産技研の電波暗室は設置後20年以上経過し、老朽化(電波吸収体の落下、ノイズ発生、雨漏り等)が進み、企業の求めるＥＭＣ評価の精度維持が困難になりつつある。  (4)　最適な知財戦略による企業支援の実施  各専門科は、知的財産（知財）の総合的な保護・活用戦略の推進を行うため、所内で設けた知財推進チームと連携し、研修会の開催などによりオープン＆クローズ戦略の実践や技術的秘密管理を実施する。特に、技術などの秘匿（ノウハウ化）及び特許権などの独占的排他権の実施（クローズ型の知財戦略）により、強みとなる技術を創出する。また、他者に公開またはライセンスを行うオープン型の知財戦略を進め、ライセンス料の獲得、共同研究や外部資金の獲得につなげる。  さらに、研究開発の計画策定においては、成果の知財化を意識するとともに、知財の保護・活用戦略を作成する。なお、知財権の出願件数を指標とするが、知財を単独出願するだけでなく、企業との共同出願を積極的に進める。  加えて、出願内容が把握でき、活用を促進するための知財シーズ集を編纂する。取得した知財は、企業との橋渡し役を務めるものづくりリエゾンセンターが、外部機関等と連携し積極的に活用を図る。  【知的財産】  目標値：中期計画期間中の知的財産の出願件数　60件  (5)　開放研究室を活用した起業・第二創業の支援  起業あるいは第二創業を目指す開放研究室入居企業に対して、産技研は、入居企業の研究開発に協力するだけでなく、大阪府や支援機関等との連携による経営支援、知財支援にも取り組む。また、定期的に入居企業と交流の場を持ち意見交換を行う。なお、外部創業支援機関との連携等効果的な支援を行うためにインキュベーション・マネージャー（仮称）※２を配置する。  ※2インキュベーション・マネージャー（仮称）は、事業を始めようとする起業家に対し、事業知識や経営資源の不足など、個々の課題を見つけ速やかな解決に取り組む支援者である。特に、起業家が解決すべき課題を外部との連携の中で総合的に支援するワンストップ的な存在である。  (6)　積極的な広報の実施  第二期中期計画中においてさらに広報機能を充実させ、分かりやすい情報発信を行うことで産技研の持つ潜在能力をアピールし、信頼される産技研の運営に努める。さらに、「技術情報の発信」として、研究発表や展示会での成果普及を積極的に行ない、産技研の利用を促すと共に、研究開発支援や技術支援に活用する。特に、課題解決に至った成果を事例集として発行し、研究シーズや成果の見える化を図る。  また、技術情報をコンパクトにまとめたテクニカルシートについては、インターネット等で閲覧頻度も高いことから、最新の技術動向や研究成果など、充実した内容のものを継続して発行する。  研究成果を確実に普及させるために、下記の(a)〜(d)の取り組みに努める。  (a)展示会等への出展、研究発表会・講習会の開催  (b)学会での発表、所報の執筆  (c)ホームページ、電子メール、各種広報媒体を通じた情報発信  (d)金融機関向け説明会の開催  【技術支援成果の見える化】  目標値：中期計画期間中の成果事例　60件  【技術情報の発信】  目標値：中期計画期間中の技術情報の発信回数　2120回  ・口頭発表、展示会・相談会、講師の派遣、所報、テクニカルシート  ２　大阪産業の発展を推進するための研究開発  産技研の取り組む研究開発には、企業からの依頼や申し出を受けて行う受託研究・共同研究などの「企業支援研究」と技術相談などから研究員が自発的にテーマを設定し、所として審査の上実施している基盤研究・発展研究がある。本中期計画期間においては、「企業支援研究」に特に重点を置いて取り組む。  また、府の成長戦略に述べられている、ハイエンドなものづくりの推進と高付加価値製品を生み出すための基盤技術の高度化支援（革新的生産技術分野）、ロボット技術等を活かした医療・介護・生活支援関連分野や環境・新エネルギー等の先端技術産業の強化支援などのテーマについては、プロジェクト研究の課題として取り組む。  以下の重点分野を中心に研究開発支援を実施する。  ・革新的生産技術分野  ・医療･介護・生活支援関連分野  ・環境･新エネルギー分野  得られた研究成果については、知的財産権の獲得を意識しつつ、論文、技術情報誌への投稿等、あらゆる機会を通じて普及活動に努める。また、ものづくりリエゾンセンターと研究職員が連携しながら、企業への技術移転を目指す。  社会から求められる優れた研究成果を創出し、高度な技術支援を可能とするために、研究職員が、一定時間、集中的に研究業務に従事しうる体制を確保する。  (1)　多様な企業ニーズに応える「企業支援研究」の推進  企業からの高度な技術課題に対しては、産技研は保有する研究シーズや知的財産、ノウハウ等を結集して、企業と一体となって、共同研究や受託研究などの「企業支援研究」を実施することにより、課題解決に取り組む。また、産技研と企業が「人材」、「設備機器・施設」、及び、「開発費用」を相互に出して行う公募型共同開発事業を継続して実施する。  また、共同研究・受託研究の実現を促進するための新たなサービスとして、企業ニーズに対する研究シーズの有効性や課題解決の可能性を本格的な研究開始以前に検証し、その結果に基づいて企業に研究実施の判断をしてもらうための試行的な仕組み（プレ研究制度）を設ける。  【企業支援研究の実績】  　　　目標値：中期計画期間中の企業支援研究の実施件数　600件  (2)　産業技術を支える基盤研究の推進  技術相談等から得られる多様な企業ニーズを把握し、これに応える基盤研究を実施する。研究テーマの選定にあたっては、市場性とニーズから戦略的に判断し、役員、職員等で構成する研究テーマ選定評価会（仮称）で適正に評価する。  【審査の上掲載された研究成果の実績】  目標値：中期計画期間中に審査の上掲載された研究成果の発信件数　160件  ・論文掲載＋総説＋解説＋書籍出版（審査があるアウトプット）  (3)　産業拠点の形成につながる発展研究・プロジェクト研究の推進  基盤研究でその有効性を検証できた研究テーマについては、発展研究へと展開し、実用化を促進する。また、「大阪の成長戦略」に定める先端技術分野や成長分野で、戦略的に取り組むべきであると判断できるものについては、産学公連携等のコンソーシアムを結成し、プロジェクト研究として、より発展的に研究を推進する。なお、発展研究およびプロジェクト研究は、研究テーマ選定評価会で、研究テーマの選定審査・評価を行い、所が一体的に研究の進捗を管理する。  (4)　競争的外部資金を活用した研究開発の推進  外部機関における客観的な評価に基づく、競争的外部資金の獲得は、研究機関としての評価につながることから、基盤研究、発展研究及びプロジェクト研究で取組む課題について、積極的に競争的外部資金の応募も検討し、その獲得を目指す。  【競争的外部資金研究の実施実績】  目標値：中期計画期間中の競争的外部資金研究の実施件数　150件  ３　ものづくり企業を支える技術人材の育成  (1)　企業が求める人材の育成  研究職員の保有するノウハウや設備機器の操作技術などを修得する技術研修生制度、企業からの技術者育成の要望に合わせて個別の内容で実施するオーダーメイド型技術者研修、また、業界団体や組合と連携して資格試験に備える実習型研修を実施する。  特に、中小企業においては、3次元データを取り扱える人材が不足しており、例えば5軸制御マシニングセンタなど高度な加工機が普及できない原因の一つとなっている。業界団体と連携し、セミナーの開催、ソフト・実技の研修会の開催により、必要な人材を育成し、業界への技術の定着を図る。  (2)　大学等との連携による次世代を支える人材の育成  大学・高専・学術団体・業界団体、府立高等職業専門学校等の人材育成機関と連携したセミナー開催や講師派遣による産業人材の育成を行う。また、次世代の大阪産業を支える人材の育成のために、大学、高専等からインターンシップの学生を産技研が直接受け入れるとともに、一般社団法人大阪府技術協会などの団体と連携し、企業で受け入れられるよう仲介を行うことで、大阪産業を支える人材育成に貢献する。  研究を進めるにあたっては、必要に応じて企業から研究員を受け入れ、ORT（On the Research Training）研修による人材育成に取り組み、企業への技術移転を効果的に進める。  【人材育成実績件数】  　 　目標値：中期計画期間中の人材育成件数　2240人月以上  ・人材育成実績件数＝技術研修生（人月）＋派遣研究員（人月）　　　　　　　　　　　　　　　　＋インターンシップ（人月）  ４　関係機関との連携による支援等  (1)　技術支援の枠を超えた「伴走型支援」  企業が持つアイデアの段階から、設計、試作、開発、製造、及び販売までの事業者のフェーズに応じたタイムリーな支援に様々な支援機関と連携し取り組む。  第二期では、第一期において構築した体制を積極的に活用し、大学・研究機関・支援機関等と「オープンプラットフォーム」を構成し、中小及び中核企業に対し伴走型支援を行う。そのために、担当の技術イノベーター（仮称）※３を配置する。  ※3 技術イノベーター（仮称）は、産技研の研究成果と中小企業が保有する技術力を結びつけ、新製品開発や既存技術の高度化を目指す連携事業をコーディネートする。なお、産技研のシーズおよび企業ニーズに精通した人材を活用する。  (2)　幅広い機関とのネットワークの構築  ①　企業経営層との情報交流  企業の課題解決や製品開発につながるニーズにあったサービスを積極的に提案するために、中小企業の経営層を訪問して行う情報交流を引き続き実施し、問題意識の把握に努め、産技研の運営に反映する。  ②　業界団体との連携  業界団体とは強固な連携を目指し、多様な技術分野の団体・研究会等を登録団体とし、講習会、講演会、見学会等の活動支援を引き続き行いながら、直接的にニーズの把握に努め、産学官連携や異分野・異業種の技術交流を図る。  ③　行政機関、金融機関等との連携による多様な支援  行政機関、金融機関等と連携または協定を結び、ワンストップ機能を向上させることで、企業の様々な相談への対応や課題の解決に向け、幅広い支援を行う。具体的な取り組みを(a)〜(e)に示す。  (a)　府関連機関との連携  大阪産業振興機構、ＭＯＢＩＯ、産業デザインセンター、産業経済リサーチセンター等府関連支援機関との連携を強化し、研究開発、品質管理から販路開拓まで、広範な支援を行う。  (b)　金融機関との連携  金融機関が開催する企業向けイベントへの参加に加え、産技研の説明会・見学会を金融機関向けに開催し、金融機関の顧客企業が抱える技術課題の解決に向け、必要な支援体制を構築する。また、産技研利用企業が事業化・製品化にあたり、必要となる資金支援が受けられるよう金融機関との連携を進める。  (c)　商工会議所等との連携  商工会議所や商工会等との連携を強化し、技術支援を実施する。  (d)　国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携  連携体制を強化し、相互の研究開発を効果的に推進すると共に、 企業への技術開発支援を通じて、産業技術力の強化を図ることにより、産業の発展およびイノベーションの創出に貢献する。  (e)　公益社団法人産業安全技術協会との連携  連携を強め、JIS、IEC、ISOなどの基準による安全性能試験等に関する企業支援に努めるとともに、国際規格の提案や安全規格をコンセプトにした製品開発、企業の海外展開支援を行う。  ④　産学公連携の推進  企業・業界団体、大学・学会等とのネットワークづくりをさらに進めることで、産学公連携の中心的な役割を果たし、高付加価値な新技術・製品開発につなげる。また、公立大学法人大阪府立大学とは、共同研究、研究開発成果の技術移転、人材育成、セミナーの開催等、包括連携協定に基づく共同事業を実施し、企業支援や地域の活性化に寄与する。国立大学法人大阪大学大学院工学研究科とは、連携協定に基づく共同研究を推進する。  ⑤　広域連携の着実な推進  関西広域連合参加府県の試験研究機関と、設備機器情報の共有・提供等の面で連携し互いに補完することで、経営資源を相互に効率的・効果的に活かすとともに、利用企業の選択肢を増やし、広域からの企業のニーズに応える。  ⑥　地域との連携と社会貢献  近隣の産業団地の企業や南大阪高等職業技術専門校と連携し、企業向けセミナー等を開催し、地域の企業に貢献する。  ものづくりや実験等のイベントを開催し、小、中、高校生のみならず、地域住民を含め、科学技術に対する興味を引き出す活動を行う。  (3)　地方独立行政法人大阪市立工業研究所との取組の推進　※調整中  大阪府、大阪市、産技研、大阪市立工業研究所において、両研究所の強みと特徴を生かし、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」を目指し、「法人統合に関する計画（案）」を取りまとめた。  この方向性を受けて、経営戦略の一体化に向けて業務プロセスの共通化、研究開発、技術支援サービス及び情報発信等における連携事業等を推進する。  ①　業務プロセスの共通化に係る取組  機器購入・評価判定や研究テーマ選定、広報・顧客拡大に関する業務プロセスの共通化について実施する。  ②　研究開発における連携の推進  両研究所の得意分野を融合した高度な研究開発について検討・推進する。  ③　技術支援サービスや情報発信等における連携の推進  共通技術相談窓口やサテライト研究室の運営、合同イベント・合同PRの開催を引き続き行うとともに、支援サービスの料金・手続の統一、各種システムの統一、合同職員研修について検討し、実現可能なものから順次実施する。  第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  １　自主的・自律的な組織運営  (1)　機動性の高い組織体制  企業が産技研を利用する際のメリットを最大化するために、適宜人員の再配置等、柔軟に見直しを行う。  (2)　ＰＤＣＡサイクルによる組織マネジメント  経営企画部門が自主的、自律的に組織マネジメントを実施し、各部署、チームでＰＤＣＡサイクルを実践するとともに、管理監督者をはじめ全職員が法人の目標や抱える課題を共有し、その達成や改善に向けて、一人ひとりがＰＤＣＡサイクルを実践する。  ２　業務運営の継続的向上のための取組  (1)　企業ニーズの把握と支援サービスの検証  顧客、支援団体や業界団体を通して企業動向を入手する。また、実際に産技研を利用した企業のニーズと提供している支援サービスがマッチングしているか、技術支援により製品化につながっているかをアンケートにより検証する。  (2)　研究開発成果の評価と共有化  研究の進捗状況については、客観的で、効果的な評価方法により把握し、所内での共有化を図る。また、特許、学会発表、論文及び展示会等への出展などにより、研究開発の成果が企業に及ぼす効果を検証する。その結果を次の研究計画に反映し、研究開発のＰＤＣＡ化により、企業支援がより効果的に実施できるようにする。  (3)　機器の効率的な整備  顧客データベースの情報やマーケティングリサーチ等に基づき、企業ニーズや費用対効果の高い設備機器を優先的に整備するとともに、大阪府の政策課題への対応に必要な設備機器を整備する。さらに、高い費用対効果は見込めないが、企業支援研究に不可欠な新たな機器の導入を検討する。  整備に当たっては、利用が見込める企業、利用頻度、料金設定等を含め、利用計画を策定する。また、保守・校正点検等により精度を保持する。  (4)　業務の効率化  各種事務処理や物品購入等の業務については、職員の負担軽減につながるよう、簡素化、効率化をさらに推進する。また、総務事務や施設・設備の保守点検・修理等の業務の一部 について、外部委託の検討を行うとともに、顧客サービス体制のあり方について検討を進める。  研究時間の確保、技術の伝承、人材育成、収入の確保等の観点から技術サポートセンターを設置し、定型的な依頼試験や設備開放を担当するものとする。  ３　優れた職員の確保と能力向上に向けた取組  (1)　多様な人材・雇用形態を取り入れた人事戦略  職員が、安心して業務を推進し、将来設計が行なえるよう、さらに計画的・戦略的な法人職員の確保・育成が可能となるようキャリアパスを作成する。研究職については、主幹研究員制度を利用し組織マネジメントの役割を果たす立場だけでなく、研究あるいは企業支援等に特に優れた才能を伸ばせるキャリアパスも構築する。  多様な視点を取り入れた研究や支援業務を行なう上で、男女を問わず優秀な人材を積極的に活用することが不可欠であり、研究者・技術者が広く活躍できるよう環境整備を行なうとともに、地域の研究者・技術者との交流の場を作り、ネットワークを構築する。  法人職員の年齢・経験等の構成を踏まえ、長期的な育成の視野に立ち、若手職員や即戦力となる社会人など、柔軟な採用形態により優秀な職員を確保する。業務の効率的な遂行のため、任期付き研究員の採用など、外部人材を登用する。  (2)　職員の意欲の喚起  支援企業の成功事例や研究開発成果、外部機関からの受賞や競争的資金の獲得等、職員の努力によって得られた成果を公表し、組織として称える職員表彰制度を充実させる。  社会人博士課程や国内外留学制度により、職員のレベルアップを図る。  第３　財務内容の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  １　事業収入の確保  提案型の企業支援を行うとともに、企業の声に応えるサービスの実現や利便性の向上、広報宣伝により顧客を拡大し、収入の増加を図る。なお、利用料金については、企業ニーズ等を踏まえ、受益者負担を前提に設定するとともに、中小企業に配慮した料金設定を行う。  【事業収入比率】  目標値：中期計画期間最終年度で事業収入比率　20.0％以上  ・事業収入比率＝｛（民間からの収入）／（標準運営費交付金）｝×100  ２　予算の効率的な執行等  効率的な予算執行や複数年度契約等の運用を行うことにより、安定した経費の支出に努める。また、戦略的な研究資金投入や、予算配分の重点化を進める。さらに、経費削減のためスクラップ＆ビルドを徹底する。  第４　予算、収支計画及び資金計画  １　予算（人件費の見積りを含む）  平成28～31年度予算 　※金額は府財政課協議終了後に記載  （単位:百万円）   |  |  | | --- | --- | | 区　　分 | 金　　額 | | 収入  　運営費交付金  　　標準運営費交付金  　　特定運営費交付金  　施設整備費補助金  　自己収入  　　事業収入  　　外部資金研究費等  　　その他収入  　　目的積立金取崩収入  計 |  | | 支出  事務費  　　技術研究経費  　　外部資金研究経費等  　　職員人件費  　施設整備費  　一般管理費  計 |  |   [人件費の見積り]  中期目標期間中総額　　　　　百万円を支出する(退職手当を除く) 。  ※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。  [運営費交付金の算定ルール]  地方独立行政法人法第25条第1項の規定により知事が産技研に対して指示した地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)に基づく事業に要する経費として、平成26年度決算及び平成27年度予算を基準に算定したものである。  　　　○標準運営費交付金  　　　　法人が達成すべき業務運営に関する目標に基づく事業に要する経費から自己収入を除いた額  ○特定運営費交付金  　　　　退職金、施設整備改修費、特殊要因経費  ２　収支計画  平成28～31年度収支計画　※金額は府財政課協議終了後に記載  （単位:百万円）   |  |  | | --- | --- | | 区　　分 | 金　　額 | | 費用の部  　経常費用  　　事務費  　　　技術研究経費  　　　外部資金研究経費等  　　　職員人件費  　　　減価償却費  　　一般管理費  収入の部  　経常収益  　　運営費交付金収益  　　事業収入  　　外部資金研究費等収益  　　その他収益  　　資産見返運営費交付金戻入  　　資産見返物品受贈額戻入  　　資産見返補助金等戻入  　　資産見返寄付金戻入  純利益  前中期目標期間繰越積立金取崩額  総利益 |  |   ※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。  ※純利益・総利益について  　　 機器整備は、運営費交付金のほか事業収入等を財源とする。事業収入等を財源とすることで、経常費用には耐用年数に見合った減価償却費のみを計上することになるため、純利益・総利益(財源となる事業収入等と減価償却費の差)が生じる。  ３　資金計画  平成28～31年度資金計画　※金額は府財政課協議終了後に記載  （単位:百万円）   |  |  | | --- | --- | | 区　　分 | 金　　額 | | 資金支出  　事業活動による支出  　投資活動による支出  　財務活動による支出  　次期中期目標期間への繰越金  資金収入  　運営費交付金による収入  施設整備費補助金収入  事業収入  外部資金研究費等による収入  その他の収入  前期中期目標期間よりの繰越金 |  |   ※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。  第５　短期借入金の限度額  5億円  ＜想定される理由＞  運営費交付金の受け入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借り入れの必要が生じることが想定される。  第６　出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画  　皮革試験所の機能集約に伴って不要財産となることが見込まれる土地・建物について、地方独立行政法人法第42条の2第1項に基づき、中期計画期間中に大阪府に現物納付する。  第７　前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  なし  第８　剰余金の使途  決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。  第９　その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置  １　施設の計画的な整備及び活用等  建物は改修計画に基づき、計画的に整備を進めることとし、その際には省エネ技術の導入等を検討する。  土地・建物は適正に管理するとともに、有効活用を図る。特に、空き実験室や会議室等を、企業や業界団体との支援・交流の場等として柔軟かつ多角的に活用する。  ２　安全衛生管理等の徹底  顧客へ良好かつ安全な利用環境を提供するとともに、顧客が設備機器を使用する際には職員から事前説明を十分に行う。そのため、職員教育を徹底し、事故の発生等を未然に防止する。  また、職員が快適な労働環境で業務に従事し、併せて、心身ともに健康を維持できるよう、労働安全衛生法等関係法令を遵守するとともに、職員の健康管理に関して相談に応じる体制づくりを行う。  ３　危機管理対策の推進・ＢＣＰの策定  南海トラフ地震等の地震や新興感染症の発生などに備えるため、緊急事態対応要領等、危機事象に応じた対策を策定する。また、それら対策が円滑に実施されるよう訓練を実施する。災害時に近隣避難住民や職員が施設内にて待機できるよう備蓄を行ってきた飲料水・食料品等について、順次更新を行う。  さらに、災害などのリスクが発生した際に重要業務を中断させず、万一事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするため、BCP（事業継続計画）を策定し、事業継続を戦略的に実行する。  ４　社会的責任の遂行  (1)　情報公開の徹底  大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）の実施法人として、法人文書の管理・公開、意志決定プロセスの開示等について、責務を果たすとともに、職員教育を徹底する。ＨＰにより様々な情報を公開し、透明性の確保を図っており、より一層、分かりやすい情報提供に努める。  (2)　個人情報の保護と情報セキュリティ  大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）の実施機関として、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じる等、責務を果たす。  また、企業からの相談内容、研究の依頼内容などの情報について、漏洩が起こらないよう、組織的に取り組むほか、職務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、職員教育を徹底する。さらに、電子媒体等を通じて情報の漏洩がないよう、情報セキュリティポリシーを策定し、職員に遵守させる。  (3)　コンプライアンスの徹底  職員の法令遵守に関する規程の運用やコンプライアンス研修の開催等、職員教育を徹底する。  (4)　適切なリスク管理  業務の遂行、顧客の安全、財産管理等多角的な視点からリスクを調査・検討し、適切にリスク管理を行う。  (5)　環境に配慮した業務運営  環境に配慮した業務運営を行い、施設の維持管理、設備機器の更新や物品購入においては、省エネルギーやリサイクルのしやすさを考慮する。  また、省エネルギー、廃棄物削減の取組状況等を明らかにするため、毎年度「環境報告書」を作成し、情報を公開する。  第１０　大阪府地方独立行政法人法施行細則(平成17年大阪府規則第30号)第4条で定める事項  １　施設及び設備に関する計画（平成28～31年度）  　※金額は財政課協議終了後に記載   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 施設・設備の内容 | 予算額  （百万円） | 財源 | | ・昇降機改修工事  ・実験用冷却水設備改修工事  ・空調熱源（分散）ﾁﾗｰﾕﾆｯﾄ改修工事  ・高圧ｶﾞｽﾚｷﾞｭﾚｰﾀ等改修工事  ・加圧給水装置ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ改修工事  ・空調用自動制御設備改修工事  ・実験棟用空気圧縮機更新工事  ・電波暗室新築工事 | 総額 |  |   ※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。  ２　人事に関する計画（平成28～31年度）  中小企業等の課題解決に向け、組織として最大限提供できるサービスを積極的に提案するため、効果的な人員配置を行う。  また、外部人材の活用にも努める。  [人員体制]　中期目標期間中　156人　※外部人材含む。  ３　中期目標の期間を超える債務負担  なし  ４　積立金の処分に関する計画  前中期目標期間繰越積立金については、中小企業支援及び研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。 |